

〔配付資料2〕 有識者へのQ&A集

I 調停・裁判に関する質問

1. 離婚や面会交流、婚姻費用について、調停や裁判で争うべきですか？それとも、話し合いで解決を目指すべきですか？
 - 二段階に分けて考えます。1. 合意解決の手段として、話し合いと調停での解決を目指します。2. 合意が難しいと判断したら、審判や裁判にゆだねます。切り替えの判断ができずに、話し合い解決ばかりに固執すると、恨み憎しみ合う関係にこじれる場合もあります。
 - できるだけ協議で解決を目指すのがよいと思います。しかし、こじれている場合は二人だけの話し合いは難しいでしょう。したがって、調停で時間をかけて上手に交渉するのがよいと思います。裁判はお勧めしませんが、裁判になってしまった場合は、長引かせないこと(居合斬り)が鍵だと思います。最近、明らかに審判の内容が良い方向に変わってきました。希望を持ってください。
 - 状況による。話し合いで解決できる可能性があるなら、安易に裁判所をはさんで相手を怒らせることは避けるべき。一方、子どもの心身に危険が伴う状況ならば、迅速に裁判所に申立をする。
 - 話し合いが可能であれば、話し合いでの解決を目指すべきだと思います。そちらの方が履行確保の可能性が高いからです。
 - 話し合いで解決できればそれに越したことはないと思います。とはいえ、話し合いで解決するためにはある程度の譲歩を強いられることにもなるでしょうから、譲歩できない部分については、法的手続に訴えざるを得ないと思います。
 - 話し合いができるのならば裁判所は利用しないに越したことはない。
2. 調停や裁判になった場合、弁護士は付けるべきですか？
 - 各事案の問題点や当事者の性格等によって異なると思います。
 - 弁護士はよく選ぶ必要があると思います。
 - 調停の場合、必ずしも弁護士に依頼する必要はないが、裁判は専門知識があったほうが有利になるので、調停後裁判になる可能性が高いのならば、調停から契約したほうが良いこともある。
 - 手続上不明な点が多く出てきますので、遅くとも裁判時には、代理人を付けた方がよいと思います。
 - 裁判手続は、慣れていないと分からないことも多いと思われるので、やはり弁護士に依頼した方がよいと思います。調停の場合でも、実際に依頼するかどうかはともかくも、弁護士の意見を参考にしながら進めた方がベターだと思います。
 - 相手の資質と弁護士との相性、弁護士の質による。
3. 調停や裁判の際の心構えで、最も注意すべきことは何ですか？
 - 1. 特に子どもがいる場合には、離婚後も関係が続くことを念頭に置き、人格非難はしないこと。2. 主張の柱を立てること。
 - 子どもの最善の利益を中心に据えることだと思います。
 - 主張に矛盾のないように、そのためには全てをありのままに伝えることが一番良い。

- 調停委員および裁判官の心証をこちらに向かせることでしょうか。
 - あまり感情的になりすぎないことだと思います。
 - 媚びない。嘘はつかない。信念を貫く。
4. 調停や裁判で裁判所に行くときに、洋服や髪型は問題になりますか？
- 問題になるわけではありませんが、イメージも大切ですから TPO を考慮したほうがよいです。
 - 好印象は大切だと思います。洋服や髪形にも気を使ってください。
 - 常識的なものが良い。
 - 常識的な格好であれば、基本的に問題は無いともいます。
 - あまり派手なものや不衛生なものなどはやめた方がよいと思います。調停委員や裁判官も人間なので、見た目の印象が心証に影響を与える可能性も否定できません。
 - 奇抜でない程度で良いと思う。
5. 仕事が忙しくて、調停期日に出席できそうにありません。欠席はまずいですか？
- 事前に裁判所に連絡をすれば問題ありません。当然、無断欠席は社会人としてマナー違反です。
 - 仕事ならばやむを得ませんが、できるだけ出席した方がよいと思います。
 - 調停自体は欠席してもペナルティはないが、相手方や調停員に悪印象を持たれる可能性があるので、できれば出席したほうが良い。欠席の場合は必ず事前連絡を。
 - なるべく出席した方が良いですが、どうしても、という場合には、なるべく早い段階で、欠席される旨を裁判所にご連絡いただいた方が良いでしょう。
 - 調停もあくまで話し合いでの解決を前提にする手続ですので、出席できないと調停成立は困難です。真剣な態度を示すためにも、できる限り都合をつけて出席するようにしてください。
 - 同居親の子ども都合や仕事の都合はかなり考慮されるが、非同居親の都合はあまり良く思われなさそう。私は仕事を計画的にこなして休みを取りましたが、調停ならばあまり深刻に考えなくても良いと思います。
6. 調停や裁判の席で、最も NG なのはどんな行動ですか？
- 目的を定めず感情だけで反応を返す言動です。
 - 感情的になって相手方に対する非難をしゃべりすぎることだと思います。
 - 嘘をつくこと。
 - 調停委員や裁判官の言うことを全く聞かないことだと思います。難しい方だ、と思われては不利ですの
 - 一人の大人、社会人として、最低限の礼節を欠くような行動を見せてしまうと、「家庭でもそのような態度なんだな」、と思われてしまうと思います。
 - 事実と異なることや無関係な事由を持ちだしての相手への誹謗中傷。
7. 有効な証拠とはどんなものですか？どんな準備をしておけばよいですか？
- 争いとなっている事案によって違いますが、日付が記載されていないものには日付を裏書しておくなどします。

- 事実を明らかにする証拠が必要だと思います。
- 子どもとの交流が具体的にわかるもの。写真や、保育園・幼稚園・学校などの資料など。
- 客観的な証拠です。必要な準備については、どのような場合かによります。
- 言った、言わない、というような争いが生じる事実について、録音やビデオ、写真、メール、手紙などがあれば有効な証拠になり得ると思います。日頃から些細なことでも手帳やカレンダーなどにメモしておくようにしておけば、後で記憶を喚起するときにも役立つと思います。
- 子どもとの親和性を証明できるもの。子どもにとって有益な面会交流が実践できていることの証拠。なお、これを面会交流中に自らつくるのは難しいので、協力者がいると良いと思う。

8. 調停と裁判での異なる点はどんなところですか？何に注意すればよいですか？

- 調停は合意を目指すもの、裁判は裁判所に判断を委ねるものだと理解すること。
- 裁判は勝ち負けを決める手続きといえます。調停は当事者それぞれの言い分を明確化する手続きといえます。調停では相手の言い分にも耳を傾け、裁判では相手を徹底的につぶすことがポイントになると思います。
- 調停はあくまで話し合いなので、強制力はない。
- 調停は、最終的には合意が必要ですが、裁判では、合意がなくても判決で終わります。いずれも、ご自分が第一に優先すべきは何か、に意識をもたれると良いと思います。
- 調停はあくまでも話し合いでの解決を前提にする手続きですので、どの点について、どこまで妥協できるか、逆にどの点は譲歩できないのか、という点を考えておく必要があると思います。
- 裁判でも和解を考える場合は話し合いなので調停と同様ですが、和解が難しい場合は、裁判所に判断してもらうこととなりますので、裁判所に十分な心証を得てもらうだけの証拠をどれだけ固められるかがやはり重要になると思います。
- 調停委員はある程度説得できるが、調停の結果を受けた裁判官は調停の裏付けがあるためそうも行かない。それぞれ、担当者の資質については、悪いものは悪い、おかしいものはおかしいと、毅然とした態度で望むべきだと思います。媚びたところで良いことはない。

9. 婚姻費用、養育費はどのように決めるのですか？個人的な理由(住宅ローンや失業など)は考慮されますか？

- 当事者間の合意があればそれを優先させ、合意できない場合は裁判所が決めます。その際の根拠が、婚姻費用算定表と養育費算定表です。ただし、特別な事情があれば考慮されます。現時点で私の知る判例によると以下の3つが特別な事情になりえます。①子の私立学校の授業料等の費用:これは、子どもがその学校に行くことに義務者が賛成していた場合に、加算(全額ではない)して算定されることがあります。②義務者の抱える負債:減額の事情になることがあります。③住居費用:義務者が、権利者の住む家の住宅ローンを支払いかつ自分の住む家の賃料を支払っている場合には、減額の事情になることがあります。
- 算定表を使うのが一般的だと思います。払わないのもよくないし、払いすぎるのもよくありません。正当な額をきちんと支払ってください。個人的な理由も主張してかまいません。
- 当事者双方の年収と子どもの人数・年齢で決まる。失業は考慮されるが、通常は住宅ローンは考慮されない。

- 基本的には、算定表(判例タイムズ1111号)を用います。個人的な自由が少し考慮される場合もあります。
- 婚姻費用や養育費は、双方の収入やお子さんの年齢などで相場が概ね決められています。個人的な理由については、家賃や住宅ローンといった一般的な事情についてはあまり考慮してもらえないと思いますが、失業しているなどの収入を大きく左右するような事情については考慮されます。
- 婚姻費用は、連れ去り別居で同居義務違反で拒めるのではないかと。金額の決め方はどこも似たようなもので特別の合意ができなければ算出表によって決まると思う。ローンは債務者名義に応じて分担。失業は考慮される。

II 相談について

1. 弁護士、行政書士に相談したいのですが、どうやって探せばよいですか？

- ネットや口コミが多いように思います。
- 口コミがよいと思います。
- ネットや弁護士会、法テラスなど。弁護士、行政書士共に専門があるので、専門を調べる。
- 知人の紹介が一番ではないでしょうか。
- 弁護士には、弁護士会が運営している法律相談や、法テラスなどを通して相談するのが一般的だと思います。また、最近はインターネットで探している方も多いと思います。行政書士の探し方についても、やはりインターネットなどで探されているのが一般でしょうか。
- 信頼出来る人に紹介してもらうのが良い。

2. 弁護士と行政書士の違いは何ですか？

- 代理人になれるか否かです。
- 弁護士は調停・裁判の代理人となり、相手方と直接交渉できます。行政書士は代理人にはなれないので直接交渉できず、諸書類の作成だけを代行します。
- 弁護士は裁判や相手方との交渉など、全てにおいて代理権限がある。
- 弁護士は代理人になれますが、行政書士はなれません。
- 弁護士法上、法律事務を扱えるのは弁護士のみとされています。他方、行政書士は、官公署に提出する書類の作成・提出の代理や、その書類作成に伴う相談に応ずることを業とする者です。
- 行政書士が離婚事件などについて法律相談等の業務を行うことは、弁護士法に違反するもの(いわゆる非弁行為)と考えられます。
- 資格に伴う権限の違いはみなさんがご存知のとおりなのですが、能力の違いは様々です。非常に有効な戦略を持つ行政書士もいます。全く役に立たない弁護士もいます。

3. 弁護士、行政書士に相談に行く場合、何に注意したらいいですか？

- 相談の趣旨を伝えることです。
- 良好な関係を築くことだと思います。
- 前もって現在までの経過をまとめておくとスムーズ。
- 得意分野は何か、だと思います。
- 弁護士にも様々な人がいて、相性が合わない、方針が合わない、といったこともあり得ると思います。で

すので、できれば、その弁護士の回答が必ずしも唯一絶対のものだとは限らない、と思えるほどの余裕をもって臨んでいただけたらと思います。

- 有識者に同行、若しくはアドバイスを受けて、ある程度の戦略・戦術を固め、それとの相性を判断。若しくは、それらに対するメリット・デメリットを具体的に指摘し、具体的かつ合理的な対案を提示してくれる人かどうかを見定める。

4. 弁護士、行政書士に相談に行く場合、どんな準備をしたらいいですか？

- 婚姻史を整理しておくことです。
- 事実を伝える資料を準備できたらよいと思います。
- 同上、経過を時系列で箇条書きにして持参すると良い。
- 事案を時系列でまとめたメモがあると、説明が分かりやすいでしょう。
- どのようなことが問題になっているのか、争いが生じるまでにどのような出来事があったのか、あらかじめ時系列順に整理しておいてもらい、あわせてその事情を裏付ける資料も整理しておいてもらえると、相談も効率的に進められると思います。
- 「こうしたい」だから「こうする」という、具体的計画を持つこと。

5. 相談相手の弁護士、行政書士から嫌がられる相談マナーはどんなことですか？

- 連絡なく遅刻や無断キャンセルはしないことです。
- 感情のはけ口にされることだと思います。相談は問題の解決に焦点を当てるべきです。感情の整理や方向性の確認にはカウンセリングがよいと思います。
- 相談時間(開始時間、終了時間)を守らない。
- 些末なところから延々とお話することだと思います。
- 助言を聞き入れず自分の意見を曲げないという態度や、こちらの質問や確認、要請にも真摯に応じてもらえない態度を示されたりすると、その先の信頼関係を築いていくことにも不安を覚えます。
- 常識的人間性を持ってください。それで嫌がる相手とはどんなに評判が良くても信頼関係が築けないので避けるのが良いと思います。

6. 弁護士は同時に何人くらいの依頼を受けているのですか？

- (回答なし)
- 人それぞれです。
- 弁護士による。
- 人によりますが、数十名くらいです。
- その弁護士が担当している事件の内容等によって様々だと思いますが、例えば件数でいうと、感覚的には20~50件くらいかな、という印象です。あくまで個人的な印象です。
- 人や事務所の都合でわかりません。

Ⅲ 行政への対応について

1. 警察や市役所に支援措置を取られています。どうしたらいいですか？

- 警察や市役所に働きかけてもしかたないので、裁判所を利用して、支援措置をとった本人に働きかけま

す。

- 何度も足を運んで根気強く事実の説明を試みてください。長時間の相談よりも何度も足を運んで人間関係を作ることが大切だと思います。
- わかりません。
- 支援措置自体に対して、とくに積極的に対策を取る必要は無いと思います。
- どのような根拠に基づいて、どのような支援措置がとられており、その措置を解消し得る手段にはどのような方策があるかを確認することがまず必要だと思われます。まずは弁護士などの専門家に相談されるのが一番ではないでしょうか。
- 事実と違うならば弁護士と相談するのが良いです。時間の勝負でもありますので、弁護士が手っ取り早いと思います。

2. 子どもの学校(保育所)に、訪ねていくのはまずいですか？

- 状況によりますので一概に判断できません。訪ねていったことで状況が良くなるケースもあれば悪化するケースもあります。
- 相手方を刺激しないように配慮しつつ、遠慮せずにどんどん訪問すべきだと思います。先生方と信頼関係を築くことがとても大切です。係争中のときは弁護士に相談する必要もあります。
- 本来的にはまずくないが、同居親を必要以上に防衛的にしてしまい、子どもを隠されてしまう可能性があるため慎重にしたほうが良い。相手方に前もって同意が得られればベスト。
- 基本的にはまずいと思います。もっとも、学校関係者の協力体制が完全に整っていれば良いと思います。
- 様子を窺いに行く程度であれば、必ずしも「まずい」ことはないと思いますが、あらぬ誤解を招いたりしないよう、十分な配慮も必要だと思います。
- 対応は状況によって様々です。一概には言えません。「何が悪いの?」と思いますが、実力行使は余計な揉め事を呼び起こしますので、しっかりとした事前準備が必要。

IV 子どもとの交流方法について

1. 子どもの居場所は分かりますが、会うことができません。どのようなコンタクトを考えればよいですか？

- 子どもの年齢及び会うことができない理由によって違います。子どもの年齢が若い場合には監護親又は監護補助者の協力が必要ですし、子どもがある程度の年齢なら直接コンタクトを取る手段があると思います。最近ではフェイスブックなども利用されています。
- 学校に理解してもらい、学校の行事で子どもの姿を見るのが現実的だと思います。また、弁護士を通して手紙を出したり、よい調査官にあたれば調停で試行的面会交流を行ってもらうこともできます。また、子どもと会うときに、相手方の不安をやわらげるため、「同居親と子どもの関係を大切に思っている」と強調して伝えるとよいと思います。
- 同居親や子の祖父母を通じての手紙などがベスト。渡してくれそうにないときは、学資保険に入る、日記形式で渡せなくても手紙を書くなど、コンタクトを取れたときに愛情が子どもに具体的に伝わるようにしておくと思う。
- 短めの手紙はいかがでしょうか。
- 相手方との交渉を試みるのですが、合意が難しいようであれば法的手続を検討するのが一般的だと

思います。

- 保育士としての経験ですが、連れ去り別居したケース(母親)では、母親から「父親が来ても絶対会わせな」「渡すな」と言われることが多いです。そのため、責任上、母親からの指示に従わざると得ないため、面会は一切断っているのが現状です。散歩先等で離れた場所から子どもの様子を見ている父親はいましたが、反って保育士に警戒されますので、お薦めできません。
- 相手方の資質、子の年齢、性別など、環境によって大きく異なる。有識者のアドバイスを受けて欲しいと思います。

2. 子どもの居場所も分かりません。会えるようになるまで、どんなことをして愛情を示せばよいですか？

- 今すぐに伝わらなくても、親の生き方で愛情を示すことはできます。親子ネットの活動に参加するなど、自身の行動を通して愛情を示している方も多いと思います。
- 何度でも面会交流調停を申し立ててください。ブログや日記を書いたり、定期的に子どものために貯金するのがよいと思います。
- 学資保険に入る、日記形式で渡せなくても手紙を書くなど、コンタクトを取れたときに愛情が子どもに具体的に伝わるようにしておくと思う。
- 日記に思いを書く、等でしょうか。
- これといった決まった答えがあるわけではないと思いますが、少しずつでも手紙や日記に気持ちを書き残しておくというだけでも、将来役に立つことはあり得ると思います。
- 子どもの年齢にもよりますが、子どもは現実のもの、目の前にあるものがすべてですので、残念ながら“陰ながら愛している”ということは伝わりません。小学生以上になれば、手紙やメール等によって気持ちを伝えることは理解できるでしょう。
- 手の施しようがないならば、手がかりがつかめた時にすぐに対応する準備をしてほしい。様々な当事者の意見を聞き、それぞれの状況であったなら、自分ならどうするか、事前にシミュレーションをしてほしい。

3. 子どものPASが進行していて、面会時に逃げ回ったり、拒絶したりします。どう対応したらいいですか？

- 無理強いせず短時間で切り上げるなどの状況判断が必要なときもあります。慣らし保育だと思って3回くらいチャレンジしてみてください。3~4回目で慣れてくる子は多いものです。また、子どもは成長しますから、成長に伴って反応も変化します。
- 無理矢理にストレスフルな長時間の面会交流を要求するのではなく、ほんの一瞬でもやさしい親の顔と姿を見せるだけで、子どもの記憶に残ります。まずはそれだけでも十分です。どれだけ拒絶していても、子どもは別居親の様子や振る舞いをとても気にしていることが分かっています。むしろ、「面会交流をしてもなんてことはなかった」と同居親に安心してもらうことが鍵だと思います。
- 面会ができるのならば、引き続き行っていく。拒絶も受け止める。
- 無理をして自分に合わせない方がよいと思います。あくまで、理解のある親だ、ということ表現して下さい。
- いつも一緒にいる親が「大丈夫だよ」と言ってあげることが、最良の方法です。年齢が小さい場合は、相手方に一緒にいてもらい、背後でにっこり微笑んでもらうことで安心感が生まれます。子どもは、何事も徐々に慣れて行くことが大切で、強引にことを進めることは決してよい方法ではありません。

- 大丈夫。子どもの一挙手一投足に一喜一憂しないで。自分の子どもに自信を持ってほしい。対応方法は様々ですが、自信を持って生きてください。

V 当事者の精神安定について

1. 子どもに会えなくて、とても苦しいです。自分を落ち着かせる方法を教えてください。

- 同じ境遇にいる人とのグループワーク、情報収集、病院で安定剤を処方してもらうなどがあります。
- 当事者グループに参加して同じ悩みを持つ人と話すことが一番です。また、スポーツや筋トレなど、からだを動かして体調を整えてください。
- 法律関係だけではなく、心理面でも必要なら相談をするのが良いと思う。
- 私も分かりません。同じシチュエーションの方と思いを共有することではないでしょうか。
- 簡単に落ち着けるものではないと思いますが、親子ネットの参加者など、同じような境遇にある方や経験をされた方々に悩みを打ち明けたり、これらの方々の御意見や体験談に耳を傾けるだけでも、気持ちの安定につながるのではないかと思います。
- 自分の親に会いたくない子どもなんて絶対にはない。でも、子どもは自ら行動できないようにされている。だから、子どもを解放するために命がけで戦ってほしい。それが親の使命だと思います。親が諦めたら、一体誰が子どもを解放できるのですか？まずは、元気と勇気を補給するために、ともに戦う良き仲間を見つけて欲しいです。

この資料について

別居や離婚を機に、子どもと会うことができなくなっているお父さんお母さんから、親子ネットには様々な問い合わせが来ています。「子どもに会えなくされている。どうしたらいいですか」、「裁判所に呼び出されていますが、どんな準備をしたらいいですか」、「子どものことが気になって、苦しくて生活もままなりません」といった、子どもに会えないお父さんお母さん達の救いを求める声に、幾らかでも応えることを目的に、この資料を作成しました。多くの方からの共通性の高い質問をピックアップして、日頃から親子ネットの活動にご協力いただいている有識者の先生方に回答を作成していただきました。ご協力いただいた有識者の先生方は次の方々です。

青木聡(大学教授・臨床心理士)、阿部マリ(離婚問題を扱う行政書士)、梅津なみえ(保育士・NPO 法人理事長)、江川剛(弁護士)、榎本純子(離婚問題を扱う行政書士)、堤則昭(親子ネット NAGANO 代表)、山本雄一郎(弁護士) (アイウエオ順・敬称略)。